

第16回東御市農業委員会定例総会議事録

東御市農業委員会

委 員 出 欠 表

第16回定例会 令和6年7月30日

開会 14時 閉会 16時15分

出席委員
(23名)

会長 依田 繁二	会長代理 舩田 寿夫
1 小野澤 文利	14 柳澤 大作
2 笹平 民男	15 上原 真由美
3 檜原 龍太郎	16 北沢 秀則
6 杉田 修司	17 武舎 和久
7 小宮山 信幸	18 山田 貴司
8 保科 正行	推進 上原 敦夫
10 井出 藤男	推進 五十嵐 秀人
11 田口 千秋	推進 伊藤 茂
12 比田井 尚良	推進 白石 文生
13 田中 章	推進 大塚 和信

欠席委員

5 小野 高男

議事録署名委員

17 武舎 和久 18 山田 貴司

出席職員
(7名)

農業委員会事務局
事務局長 重田 雄一
事務局次長 小林 誠司
事務局 佐藤 一弥
事務局 黒澤 しほ
事務局 鈴木 優
事務局 堀 涼佳
事務局 小林 千恵美

議事

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第4号 農用地利用集積計画について

第3回 農業経営改善計画認定意見聴取について

※ 会場 勤労者会館 2 階 大会議室

事務局

皆さんこんにちは。第 16 回農業委員会定例総会を始めさせていただきます。開催に先立ちまして、小野澤委員と小野委員は少し遅刻をするという連絡をいただいておりますので、始めさせていただきます。開会につきまして、会長代理の方からお願いします。

船田代理

本日は雨が降り少し涼しくなりましたが、連日の猛暑、酷暑の中お集まりをいただきまして、大変ご苦労さまです。先般 7 月 6 日に、東京の新宿で長野県市町村 J A 合同就農相談会に、事務局の黒澤さんと堀さんと私が農業委員として出席をさせていただきました。詳細については、後ほど事務局より報告があるかと思いますが、当日、会場に来られた相談の方については、全体で 60 組、その内、当ブースに相談に来られた方は 6 組でした。この相談会はコロナ前より行われていまして、就農に繋がるケースが非常に多い相談会です。しかし、今回は以前に比べて相談に来られる方が少なく、時間帯によっては会場内が閑散としているような状況でした。景気も好転して農業を志す人が、若干少なくなったのかとそんな感じを受けたわけです。以上申し上げまして、ただいまより第 16 回定例総会並びに全員協議会を始めさせていただきます。よろしくお願いします。

事務局

続きまして、依田会長からご挨拶をいただきまして、その後、議事録署名の指名及び議事進行につきましても会長からお願いします。

会長

梅雨が明けたら、本格的な夏を迎えています。暑い日が続いていますので、健康には十分注意して仕事に励んでいただきたいと思います。ワイン栽培の霜害生産者のワイン購入につきまして、ご協力をいただきお礼を申し上げます。

さて、7 月の農業委員会関係の会議は、10 日に農業振興審議会が開かれ、第 3 次東御市農業振興計画骨子案の説明がありました。食料・農業・農村基本法は、25 年ぶりに改正され 6 月 5 日に公布されています。東御市長から第 3 次東御市農業振興計画、令和 7 年度から 16 年度の策定をするにあたり、審議会に諮問がありました。この内容につきましては、当委員会に対しまして意見照会があると思いますので、委員の皆様方からも持続可能な、農業、農村実現に向けた積極的なご意見等をいただければありがたいと思います。よろしくお願いします。来年の 3 月には、地域計画の策定が終わり、4 月には公表予定ということになっています。その中において農地除外申請審議会に、私と代理と他の推薦団体

から計14名の方と、現地確認と書類審査を行いました。合計13,572.71平方メートル、その内、田は4,521平方メートル、畑が9,051.71平方メートルの申請があったということをご報告申し上げます。

早速審議に入りたいと思いますが、本日の議事録署名は17番の武舎委員と18番の山田委員にお願いします。それでは、第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請について、案件が5件あります。事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について説明します。

3-1 ○○番○○、○○番○○、3-2 ○○番○○の譲受人が同一人のため、合わせて説明します。図面は1ページをご覧ください。場所は○○から○○メートルほど○○にある農地です。譲受人は○○の方です。譲渡人は○○と○○の方です。譲渡人は、相続により土地を取得しましたが、○○に在住のため管理ができないので譲り渡すものです。譲受人は経営規模を拡大するため、譲り受けるものです。○○番○○、○○番○○は、すでに柿が○○本植えられており、譲受人が栽培をしています。荒廃農地化している部分については、伐採、伐根後にトマト、キュウリ等を栽培する予定です。譲受人農地、譲受人自宅から徒歩○○分で問題ないと判断しました。

3-3 ○○番、図面は2ページをご覧ください。○○から○○メートルほど南にある農地です。譲受人は○○の方です。譲渡人は○○の方です。譲渡人は、○○に在住のため管理ができないので譲り渡すものです。譲受人は、これまでも申請地で耕作を行っており、今後も農地の管理や耕作を継続していくため正式に農地を所有権移転するものです。申請地では引き続きブロッコリーとトウモロコシを栽培する予定です。譲受人自宅から徒歩○○分で問題ないと判断しました。

3-4 ○○番○○、図面は3ページをご覧ください。場所は○○から○○メートルほど北東にある農地です。譲受人、譲渡人は、○○の方です。譲渡人は、譲受人から経営規模を拡大したいとの話があり譲り渡すものです。譲受人は、これまでも申請地の一部で耕作を行っており、今後も農地の管理や耕作を継続していくため正式に農地を所有権移転するものです。ネギがすでに植えられており、移転後は白菜、大根を栽培する予定です。譲受人自宅から徒歩○○分で問題ないと判断しました。

3-5 ○○番、図面は4ページをご覧ください。場所は○○から○○メートルほど南にある農地です。譲受人は○○の法人で地役権設定です。譲渡人は○○の方です。○○年台風災害により被災したガス管の復

旧のため、新たに申請地にガス管を設置したことから、ガス管の権利保全を図るべく地役権を設定するものです。ガス管は地下埋設のため、地上の耕作には支障ないと判断しました。

議長（会長） ありがとうございました。それでは、番号１と番号２の案件につきまして、笹平委員は合わせて説明をお願いします。

笹平委員 番号１と番号２を一緒に説明します。〇〇の両親は〇〇に住み、〇〇は結婚して〇〇に住んでいました。〇〇の〇〇が〇〇になり、〇〇の住む〇〇へ行き、相続したこの土地が残されました。〇〇は耕作が出来ないので、今まで耕作してもらっていた〇〇に贈与という形で、引き続き管理してもらえることになりました。引き受けてくれる人がいてよかったと思います。皆さんのご判断よろしくをお願いします。

議長（会長） ありがとうございました。それでは番号１と番号２の案件につきまして、ご質問ご意見のある方は挙手の上発言をお願いします。ないようでありますので、採決に入りたいと思います。まず、番号１の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手） ありがとうございました。全員賛成と認め、決定いたします。続きまして、番号２の案件につきまして、採決に入りたいと思います。番号２の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手） ありがとうございました。全員賛成と認め、決定いたします。続きまして、番号３の案件につきまして田中委員より説明をお願いします。

田中委員 場所につきましては、２ページをご覧いただきたいと思います。〇〇から〇〇メートル〇〇方面へ下った自宅前の農地になります。譲渡人の〇〇は〇〇出身であり、現在、〇〇に住まいを持っています。農地も遠隔地であり管理ができないということで、譲受人に譲り渡します。〇〇の物件につきましては、徐々に地域の農地を処分している状況です。譲受人の〇〇は水稻、ブロッコリー、モロコシ、アスパラ等を栽培しています。今回〇〇の申出により農地を譲り受けることになりました。当該農地につきましては、もう〇〇年以上前から土地をお借りし、ブロッコリー、モロコシ等を栽培しています。今後も同じように利用していくということです。〇〇は〇〇を退職しまして、その後農業委員等も務めた経験もあり、地域農業の発展振興にも大変努力をしている人物ですので、特段問題はないと思いますので、ご審議の方よろしくをお願いします。

議長（会長） ありがとうございます。それでは、番号3の案件につきましてご意見ご質問のある方は、挙手の上発言をお願いします。

五十嵐委員 譲受人の〇〇は〇〇歳ということですが、今後も農業をずっと続けていけるということでしょうか。

田中委員 現在も農業をやっていますので大丈夫だと思います。

五十嵐委員 わかりました。

議長（会長） よろしいですか。継続して農業ができることですので、よろしくお願いします。他にご質問ありませんか。

五十嵐委員 この2ページの図面の見方を教えていただきたいのですが、隣接する道路と該当地の間が薄く空いているように思いますが、この取り扱いと進入路はどこになっているのでしょうか。

議長（会長） 進入路の関係についてです。

田中委員 道路が入ってしまして、もともと地目が水田なので十分に入るところは確保できています。

議長（会長） よろしいですか。

五十嵐委員 はい。

議長（会長） 他にご質問ありませんか。ないようでありますので、採決に入ります。番号3の案件につきまして賛成の方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手） ありがとうございます。全員賛成と認め、決定いたします。続きまして、番号4の案件につきまして北沢委員より説明をお願いします。

北沢委員 地図は3ページになります。譲受人の〇〇自身が〇〇を行ってまして、その前の道を挟んだ土地になります。特に周りの環境に影響するというような立地条件ではありません。このまま所有権移転して、経営規模拡大していただければよろしいかと思います。強いて、特段の問題は発生しないと思います。

- 議長（会長） ありがとうございます。それでは、番号4の案件につきましてご意見ご質問のある方は、挙手の上発言をお願いします。
- 五十嵐委員 譲り受ける方が面積を持ってないので耕作はしていませんが、その方が水田をたとえわずかでもやると、道具を用意するか、または、誰かに貸し付けることになると思いますが、農業は継続してできるのでしょうか。
- 北沢委員 現況は畑になっていますので、鍬一つあれば出来る状況です。地目変更していないだけだと思います。
- 議長（会長） 地目と現況の違いを事務局から補足をさせていただきます。
- 事務局 申請書は登記と現況が共に田にはなっていますが、実際、現地を確認したところ畑になっていて、本当に小さな面積ですがすでにネギが植えられていて、〇〇が耕作をしているという状況になっています。
- 議長（会長） ただいまの説明でよろしいですか。
- 五十嵐委員 普通、水田だと水利組合、水利権があって、水利権をお持ちの方は水利組合に所属をされて、水利を確保するための出役、還付金というものが、私の地区はありますが、そういうものには一切抵触してないのですか。
- 事務局 水利の担当に、〇〇の水利についてお話をしてもらうようには伝えてあります。今後、お話がされていくものだと思います。
- 五十嵐委員 要するに地目変更がされてないので、水利権はまだ存在しているのですね。そうであれば、還付金は面積が小さいからたいしたことはないと思いますが、水量を確保、維持するための出役義務も必ずついて回って、〇〇の中で出てくる人も少ない中で他の方がご苦労なさっているような事が思い浮かべられるので、なるべく不平不満が出ないように指導をしていただければと思います。
- 議長（会長） それは事務局の方で、五十嵐委員から指摘があったようなことについて、本人に指導するようにお願いしたいと思いますが、よろしいですか。

事務局	はい。
議長（会長）	五十嵐委員よろしいですか。
五十嵐委員	はい。
議長（会長）	他にご質問ありませんか。ないようですので採決に入ります。番号4の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いいたします。
（全員挙手）	ありがとうございました。全員賛成と認め、決定といたします。
議長（会長）	番号5の案件につきまして、事前に申し上げますが、担当委員が出席する予定でしたが、急遽欠席になりました。事務局からの説明についてのみで採決を進めたいと思いますのでよろしくお願いします。 番号5の案件につきましてご意見ご質問のある方は、挙手の上発言をお願いします。
檜原委員	契約内容の地役権設定がよくわからないので教えていただけたらと思います。
議長（会長）	地役権設定のことについて事務局から説明をお願いします。
事務局	地役権設定について説明します。地役権というのは、主に耕作には影響はないのですが、ガスパ管を設置した場合、制限がされることがあり、それを登記簿に記載するようなものが地役権になります。今回で言うと、建造物、工作物を建てることの禁止や爆発性、引火性を有する危険物の製造取扱及び貯蔵の禁止といったように、土地に制限をかけるようなものが地役権の設定になっています。
議長（会長）	ただいまの説明でご理解いただきましたでしょうか。
檜原委員	地下にガスパ管があるので耕作はできますが、その他の用途に、例えば建物を建てるなどの変更はできないため制限されるということですね。
議長（会長）	それでは、再度事務局から補足させていただきます。
事務局	ただいまの檜原委員のご質問に補足をさせていただきます。おっしゃ

るとおり今回は、ガス管の権利設定のため地上での耕作は問題ないわけですが、地中にガス管を通す権利の設定及び地上でそのガス管があることによって影響される部分の制限をかけるというものを設定するための申請になっています。これについては、3条の地役権ということになりますので、持っている農地について別の方が権利を設定する場合について、申請が出てくるものになります。例えば水道管、下水道管、電気を埋設しているような管についても考え方は同じですが、例えばご自身の農地を経由してご自身の自宅に引き込む場合については、3条の申請については不要となります。当然、別の方の権利設定という形にならないからです。今回、3条の地役権設定の申請が出されている理由は、農地の所有者以外の方から権利を設定したい、なぜ3条かという上での耕作に影響がないからというよう形になっていますので、3条の地役権設定というのはそういった意味合いで申請がされているというところでご理解いただければと思います。よろしくお願いします。

檜原委員 ありがとうございました。

議長（会長） 他にご質問ありませんか。ないようですので採決に入ります。番号5の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手） ありがとうございました。全員賛成と認め、決定といたします。

議長（会長） 小野澤委員が見えましたので、本日の採決につきましては17名で進めさせていただきます。よろしくお願いします。続きまして、第2号議案、農地法第4条の規定による許可申請について、1件の案件が出ていますが事務局より説明をお願いします。

事務局 第2号議案、農地法第4条の規定による許可申請についてです。

4-1 5条1番案件と関連があるため一括の説明とします。〇〇番、資料は5ページ、6ページ、7ページをご覧ください。場所は〇〇の〇〇にある農地です。駐車場敷地の申請です。申請者は〇〇の方です。申請者は自身が経営している会社の駐車場が手狭であることから、貸駐車場敷地として会社への貸し付けを計画するものです。第1種住居地域で、用途地域内の第3種農地のため、転用は問題ないと判断しました。

5-1 〇〇番〇〇他〇〇筆、使用貸借権設定です。場所は〇〇の〇〇にある農地で、通路敷地の申請です。譲受人、譲渡人共に〇〇の方です。4条1番の申請地を転用するにあたり、通路が狭いため、申請地を借り受けて利用するもので、譲渡人は譲受人の申出に応じたものです。

第1種住居地域で用途地域内の第3種農地のため、転用は問題ないと判断しました。

議長（会長） ありがとうございます。それでは番号1の案件につきまして、ご質問ご意見のある方は挙手の上発言をお願いします。

杉田委員 今回、駐車場に変えるところが、〇〇番の〇〇の土地は細い進入路が〇〇に向かってあり、該当土地の〇〇番が〇〇の畑のように思いますが、〇〇の進入路はどうなるのですか。

議長（会長） 事務局からお願いします。

事務局 ただいまの杉田委員のご質問にお答えいたします。契約内容が使用貸借権の設定になっていますので、使用をしていいという権利設定になります。基本的に所有は〇〇のままになりますので、〇〇は〇〇からそのまま入ってきて畑に行ける状態に変わりはないという認識です。

議長（会長） 杉田委員よろしいですか。

杉田委員 はい。わかりました。

議長（会長） 他にご質問ありませんか。ないようでありますので採決に入りたいと思います。4条1番につきまして賛成の方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手） ありがとうございます。全員賛成と認め、決定といたします。

議長（会長） それでは第3号議案、農地法第5条の規定による許可申請に入ります。番号1の案件につきましては、先ほど説明がありましたので、採決のみとさせていただきますがよろしくお願いします。番号1の案件につきまして賛成の方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手） ありがとうございます。全員賛成と認め、決定といたします。

議長（会長） それでは改めまして、第3号議案、農地法第5条の規定による許可申請について、計画変更1から進めたいと思います。本日は15件ありますので、事務局より説明をお願いします。

第3号議案、農地法第5条の規定による許可申請について計画変更1、5条2番の案件につきましては、関連があるため一括の説明とします。

5-2 ○○番、所有権移転です。資料は8ページ、9ページをご覧ください。場所は○○の○○にある農地です。計画変更申請で住宅敷地の申請です。譲受人は○○の方、譲渡人は○○の方です。当初は○○年○○月に住宅敷地として許可を受けたのですが、○○での就職に伴い、居住したことから転用事業は行っていませんでした。譲受人は申請地を継承して住宅として利用を計画するものです。第1種農地ですが、集落に接続しているため、転用はやむを得ないと判断しました。

5-3 ○○番、所有権移転です。資料は10ページ、11ページをご覧ください。場所は○○地籍にある農地です。住宅敷地の申請です。譲受人は○○の方、譲渡人は○○の方です。譲受人は申請地の○○隣接地にある空き家を購入しましたが、入口が狭いことなどから、住宅敷地としての活用を計画しており、譲渡人は譲受人の申出に応じたものです。第1種農地ですが、集落に接続するため転用はやむを得ないと判断しました。

5-4 ○○番、所有権移転です。資料は12ページ、13ページをご覧ください。場所は○○の○○にある農地です。住宅敷地の申請です。譲受人は○○の方、譲渡人は○○の方です。譲受人は現在、借家に住んでいますが手狭なため、自身の実家近くの申請地に住宅を計画するもので、譲渡人は譲受人の申出に応じたものです。第1種農地ですが、集落に接続するため転用はやむを得ないと判断しました。

5-5 ○○番、使用貸借権の設定です。資料は14ページ、15ページをご覧ください。○○の○○にある農地です。住宅敷地の申請です。譲受人、譲渡人共に○○の方で親子です。譲受人は現在実家に住んでいますが、手狭なため、自身の実家近くの申請地に住宅を計画するもので、譲渡人は譲受人の申出に応じたものです。第1種農地ですが、集落に接続するため転用はやむを得ないと判断しました。

5-6 ○○番、所有権移転です。資料は16ページ、17ページをご覧ください。場所は○○道○○線○○信号の○○にある農地です。住宅敷地の申請です。譲受人は○○の夫婦、譲渡人は○○の方です。譲受人は現在実家に住んでいますが、手狭なため、申請地に住宅を計画するもので、譲渡人は譲受人の申出に応じたものです。第1種農地ですが、集落に接続するため転用はやむを得ないと判断しました。

5-7 ○○番、所有権移転です。資料は18ページ、19ページをご覧ください。場所は○○の南側にある農地です。住宅敷地の申請です。譲受人は○○の方、譲渡人は○○の方です。譲受人は申請地の○○隣接

地にある宅地を購入し、申請地と合わせて住宅敷地としての活用を計画しており、譲渡人は譲受人の申出に応じたものです。工業地域で用途地域内の第3種農地のため、転用は問題ないと判断しました。

5-8 ○○番、所有権移転です。資料は20ページ、21ページをご覧ください。場所は○○道○○線○○信号の○○にある農地です。通路敷地の申請です。譲受人は○○の方、譲渡人は○○の方です。譲受人は申請地の○○隣接地にある宅地に住宅を建設するため、申請地を通路とするもので譲渡人は譲受人の申出に応じたものです。第1種農地ですが、集落に接続しているため転用はやむを得ないと判断しました。

5-9 ○○番、所有権移転です。資料は20ページ、22ページをご覧ください。場所は、○○道○○線○○信号の○○にある農地です。住宅敷地の申請です。譲受人は○○の方、譲渡人は○○の○○の方です。譲受人は申請地の隣接地にある自身の住宅用水道管が埋設されていることが判明したため、既存敷地を拡張するものです。譲渡人は住宅建設予定でしたが、○○したため、今回○○が選定され譲受人の申出に応じたものです。第1種農地ですが、拡張面積が既存敷地の敷地面積の2分の1を超えない拡張のため、転用はやむを得ないと判断しました。

5-10 ○○番、所有権移転です。資料は23ページ、24ページをご覧ください。場所は○○の○○にある農地です。○○敷地の申請です。譲受人は○○の夫婦、譲渡人は○○の方です。譲受人は申請地の○○隣接地にある住宅で、住宅では在宅勤務をするのに手狭なため申請地を利用するもので、譲渡人は譲受人の申出に応じたものです。第1種低層住居専用地域で、用途地域内の第3種農地のため、転用は問題ないと判断しました。

5-11 ○○他○○筆、所有権移転です。資料は25ページ、26ページ、27ページをご覧ください。場所は○○の○○にある農地です。特定建築条件付土地敷地の申請です。譲受人は○○を行っている○○の業者です。譲渡人は○○の方です。譲受人は○○で建売住宅販売の実績があります。申請地にて○○平方メートルから○○平方メートルの○○区画の分譲を計画するもので、譲渡人は、譲受人の申出に応じたものです。なお、申請地は山林と合わせて一体的に利用するものです。○○番及び○○番については、第1種低層住居専用地域で用途地域内の第3種農地のため、転用は問題ないと判断しました。○○番については、第2種農地で代替性がないということで転用はやむを得ないと判断しました。

5-12 ○○番○○他○○筆、所有権移転です。資料は28ページ、29ページ、30ページをご覧ください。場所は○○の○○にある農地です。○○敷地の申請です。譲受人は○○の地縁団体です。譲渡人は○

〇の方です。譲受人は〇〇の補助事業を活用した団体営農村地域防災減災事業として〇〇を整備するもので、譲渡人は譲受人の申出に応じたものです。第1種低層住居専用地域で、用途地域内の第3種農地のため、転用は問題ないと判断しました。

5-13 5条14番、5条15番は関連があるため一括の説明とします。〇〇番、〇〇番〇〇、〇〇番〇〇、賃借権設定です。資料は31ページから38ページです。場所は〇〇の〇〇にある農地と、〇〇の〇〇にある農地です。農地法第5条第1項第8号（則第53号）により、転用許可不要の認定電気通信事業者による有線電気施設設置に伴う休憩所敷地の一時転用申請です。譲受人は電気事業を行っている〇〇の業者です。譲渡人は〇〇の方です。譲受人は〇〇年〇〇月末まで当該敷地周辺で、送電線路設備工事を行います。工事に伴い、作業現場近くに休憩所等を計画しており、譲渡人は譲受人の申出に応じたものです。5条13番、15番については、農用地区域内農地ですが、一時的な利用に供するものであり、代替性がなく農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼす恐れがないため、転用はやむを得ないと判断しました。

5-14 工業地域で用途地域内の第3種農地のため、転用は問題ないと判断しました。

議長（会長） ありがとうございます。それでは、農地法第5条の規定による許可申請の審議等に進めさせていただきたいと思います。計画変更1と番号2につきまして笹平委員より合わせて説明をお願いします。

笹平委員 〇〇は〇〇ですが、〇〇に就職し結婚したので、〇〇には帰ってこないということです。〇〇年に宅地にし整備してありましたが、畑にまた戻していますが荒れています。〇〇は〇〇出身です。〇〇に就職しましたが、地元へ帰りたいということで土地を探していたのですが、たまたま〇〇の土地が空いていたので、購入したいということです。皆さんのご判断よろしくをお願いします。

議長（会長） ありがとうございます。それでは、計画変更1からご質問ご意見ある方は、挙手の上発言をお願いいたします。ないようですので採決に入ります。計画変更1につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手） ありがとうございます。全員賛成と認め、決定いたします。続きまして番号2の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手） ありがとうございます。全員賛成と認め、決定いたします。続

きまして番号3の案件につきまして、檜原委員より説明をお願いします。

檜原委員

資料は10ページ、11ページです。譲受人は〇〇で〇〇にお住まいです。譲渡人は〇〇です。別荘が〇〇番に、林の中ですが建っています。申請地の〇〇番は農地ではありますが、実際、畑、林になっています。この斜めの道から上はほとんど山林化して、地図にはあちこちに別荘がありますが、あまり手が入っていないというところです。それで、申請される〇〇は〇〇の別荘の宅地を購入しその下の三角の土地を、木を切り駐車場にしたいということで申請したようです。現状がほとんど林になっていますので、全然農業には問題ないと思っています。ご審議よろしくお願いします。

議長（会長）

ありがとうございました。ただいま説明が詳細にありましたが、ご質問ご意見のある方は挙手の上発言をお願いします。ないようでありますので、採決に入ります。番号3の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

ありがとうございました。全員賛成と認め、決定といたします。続きまして番号4の案件につきまして、五十嵐委員より説明をお願いします。

五十嵐委員

〇〇から〇〇に向かう側の〇〇と道路の間に挟まれたところです。地図は12ページ、13ページです。この〇〇番の隣の〇〇番〇〇はもう住宅ができています。〇〇番と〇〇番は畑になっていて、囲まれたところに今回の該当地があるわけですが、ブドウ畑からは建物まで〇〇メートル、〇〇番の土地からは〇〇メートル離れたところに、建物を建てるという計画です。隣接の地主さんにはその旨をお話して承諾を得ているというところです。別段問題はないと思いますので、ご審議のほどよろしくお願いします。

議長（会長）

ありがとうございました。それでは、番号4の案件につきましてご意見ご質問のある方は、挙手の上発言をお願いします。ないようでありますので、採決に入ります。番号4の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

ありがとうございました。全員賛成と認め、決定といたします。続きまして番号5の案件につきまして、田口委員より説明をお願いします。

す。

田口委員

資料は14ページ、15ページです。当該地ですが、〇〇線、〇〇信号を〇〇し〇〇の〇〇に位置しております。事務局の説明にもありましたが、当該地の〇〇には〇〇があります。使用貸借権の設定ということで譲渡人は〇〇、譲受人は〇〇で〇〇です。譲受人は現在、実家に住んでいるということですが、子供が生まれ手狭になったので、土地を借り受けて住居を新築したいということです。また排水は公共を下水道に接続し、雨水は敷地内地下浸透処置し、隣接地主には新築の説明をし、工事の際にはネットなどで粉じんが飛ばないようにし、また集落に接続しているということで、特段問題ないと思われまのでご審議のほどお願いします。

議長（会長）

ありがとうございました。それでは、番号5の案件につきましてご意見ご質問のある方は、挙手の上発言をお願いします。ないようでありますので、採決に入ります。番号5の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

ありがとうございました。全員賛成と認め、決定といたします。続きまして番号6の案件につきまして、武舎委員より説明をお願いします。

武舎委員

場所は、16ページ、17ページを確認してください。〇〇へ向かって〇〇の信号を左に下り、〇〇区が一番上です。16ページの図をご覧のように、この土地の下の方も大分住宅があります。これは昔からの住宅であり、その下の方へ行くと〇〇区でも、新しい宅地が建ち始めてきたという場所です。水道、下水道が全部近くまで来ていますので、大分環境がいいというふうに見えています。譲渡人の方は、相続されてから〇〇で住んでいまして、この土地は人に草刈をしてもらいながら、耕作はほとんどしていなかったということです。また譲受人は〇〇にお住まいで、トラック等を使つての仕事ということで、周辺の土地或いは道幅等も確認をしています。周辺も了解をいただいているということですので、何ら問題ないというふうに思いますが、ご審議のほどよろしくをお願いします。

議長（会長）

ありがとうございました。それでは、番号6の案件につきましてご意見ご質問のある方は、挙手の上発言をお願いします。ないようでありますので、採決に入ります。番号6の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手) ありがとうございます。全員賛成と認め、決定いたします。続きまして番号7の案件につきまして、上原真由美委員より説明をお願いします。

上原真由美委員 資料の18ページ、19ページをご覧ください。場所は〇〇の〇〇になります。この土地から〇〇へ行きますと、〇〇方面に行きます。譲渡人の〇〇は、〇〇が亡くなりまして、昨年相続をしました。譲受人の方は、現在借家住まいで、住居が手狭となっており、この〇〇のエリアでどこか住むところがないかと探していたところ、〇〇と売買契約の話がうまくいきまして、住宅を建てるという話です。特に問題はないかと思いますので、ご審議のほどよろしくをお願いします。

議長（会長） ありがとうございます。それでは、番号7の案件につきましてご意見ご質問のある方は、挙手の上発言をお願いします。ないようでありますので、採決に入ります。番号7の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手) ありがとうございます。全員賛成と認め、決定いたします。続きまして、番号8の案件につきまして、白石委員より説明をお願いします。

白石委員 地図は20ページ、21ページです。場所は〇〇の〇〇信号の上の〇〇と言われる〇〇になります。そして20ページの上のところにるのが進入路で今回取得する農地ということです。譲受人の〇〇は近くに〇〇と〇〇で住んでいまして、手狭になったということで〇〇の土地を借りて家を建てたいということです。家を建てるにあたってそこまでの進入路がありませんので、現在、取得しようとしている土地を買って転用を図りたいということです。特に住宅地の中でもありますし、問題はないかと思いますので、よろしくご審議をお願いします。

議長（会長） ありがとうございます。それでは、番号8の案件につきましてご意見ご質問のある方は、挙手の上発言をお願いします。ないようでありますので、採決に入ります。番号8の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手) ありがとうございます。全員賛成と認め、決定いたします。続きまして、番号9の案件につきまして、同じく白石委員より説明をお願い

いします。

白石委員

地図は20ページ、22ページです。先ほどの説明していた場所の〇〇メートル下の土地です。譲渡人である〇〇が、〇〇になった段階でこの土地の処分にあたり調べたところ、下に水道管があるということがわかりましたので、この土地を〇〇が譲り受けたということで今回の申請に至ったということです。実際には、この土地そのものは宅地として所有しますが、現状農地のままになっていて、草が生えているような土地です。ただ、そこに新しく宅地として利用するための住宅を建てるとかという計画はありません。〇〇はすでに〇〇ですので、草刈だけをしてこの水道の埋設されている土地を所有するというだけで、この宅地の所有の申請をしている状況になっています。

議長（会長）

ありがとうございました。それでは、番号9の案件につきましてご意見ご質問のある方は、挙手の上発言をお願いします。

五十嵐委員

今の土地の話の中で、地下に水道管があるということは先ほど言った地下にガス管があるので上に建物が建てられないということとイコールですか。そうすると、宅地として販売しているということはいかなものかと思います。

議長（会長）

事務局説明をお願いします。

事務局

五十嵐委員のご質問にお答えします。先ほどのガス管の話ですが、上に建物が建てられないというのは下に通っているものが、あくまでガス管であったからということが、一番のところですよ。例えば今回が水道管であれば、上に建物を建てることはできないわけではないということになります。ただ、当時調べたときは、よくわからなかったらしいですが、今回の申請地に住宅を建てようとしたときに、隣のお宅の水道管がなぜか入り込んでいたということがあったそうです。そのまま住宅を建てようとして許可はおりましたが、住宅を建てられずに、〇〇をしてしまったので〇〇がこの土地を調査していたら、入っていた水道管がこの土地のではなくてお隣の〇〇の水道管であったということが判明したので、〇〇にこの土地を全て取得しないかというお話を持ちかけたところ、話がまとまったということです。水道管とガス管は意味合いが違うというところではあります。今回自分の家に引き込む水道管が、人の土地に入っているということを〇〇としてもやはりよろしくないと考え、この土地を宅地として取得する申請に至ったという状況です。

議長（会長） ただいまの説明でご理解いただけましたでしょうか。

五十嵐委員 はい。

議長（会長） それでは他にありませんか。ないようでありますので、採決に入ります。番号9の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手） ありがとうございます。全員賛成と認め、決定いたします。続きまして番号10の案件につきまして、保科委員より説明をお願いします。

保科委員 地図は23ページになります。〇〇の上、〇〇の下になります。隣の24ページを見ていただくと中央に申請地とありますが、その上に、〇〇の宅地があります。申請地の所有者の〇〇は〇〇の〇〇になります。〇〇は平屋の家がありますが、〇〇が〇〇をやっているとして、今、〇〇にお住いですが、たまにこちらへ来たときにお客さんの接待、リモートをしようとする場合に、今の自宅では手狭ということで、前の土地を事務所兼接客所として使いたいということで今回の申請になりました。特に問題はないかと思いますが、よろしくお願いします。

議長（会長） ありがとうございます。それでは、番号10の案件につきましてご意見ご質問のある方は、挙手の上発言をお願いします。ないようでありますので、採決に入ります。番号10の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手） ありがとうございます。全員賛成と認め、決定いたします。続きまして番号11の案件につきまして、同じく保科委員より説明をお願いします。

保科委員 場所は、〇〇上の方になります。ここは地形的には両側より少し下がった沢みたいな形になっています。隣の26ページをご覧になっていただくとわかりますが、その下は住宅地ができています。この工事の場所を見ますと、〇〇～〇〇センチメートルの玉石状の石が、ものすごくたくさん出るようなところです。農業にはあまり向かないような土地ですが、ここに住宅を建てようということで、今回の申請になりました。譲受人は〇〇、〇〇をやっている〇〇の〇〇に対しての、譲り渡しになります。余談になりますが、この申請地のその隣に水路がずっと走って

いますが、どんどん宅地化されていまして、この水路も危ないような状況になってきております。その上の〇〇が、受益者負担ということで水路の管理をしていますが、少人数で管理しなければいけないので、上の方も維持も大変になってきています。

議長（会長） ありがとうございます。それでは、番号１１の案件につきましてご意見ご質問のある方は、挙手の上発言をお願いします。

小野澤委員 関係する図面が２５、２６、２７ページですよね。２５、２６ページはわかりますが、２７ページの配置図をどう見たらいいのかわかりません。それと進入路はどこにあるのですか。その辺の状況を説明をお願いします。

議長（会長） 事務局から２７ページの図について説明をお願いします。

事務局 ただいまの小野澤委員のご質問にお答えいたします。２７ページの図面は２７という数字が左側になるように、横向きにして見ていただくとＡ、Ｂと書かれた区画が〇〇見えてくるかと思えます。右側からＡが〇〇区画、縦にＢが並んで〇〇区画、合計〇〇区画になっています。それに対しての進入路ですが、一番左側に２７という数字のすぐ隣、〇〇と書いてあります。この〇〇から取りつける形で色塗りをされたところに、ご自身で道路を通してＢ区画の一番上のところから、ＢとＡの間のところに道を持ってきて、そしてこの道路に接する形で、右側のＡの区画が〇〇でき上がるというような状況を図示してあるのが２７ページです。それを２６ページの図面の方でご説明申し上げますと、一番左上の方に、東西南北の矢印がありますが、その下に道と書いてある斜めに延びたところに、こちらが先ほど出てきた〇〇になり、〇〇、〇〇、また、〇〇へ繋がるところの下り坂の道になっています。この道から〇〇番は、農地でない宅地を横断して、そのあと〇〇番という地目は田んぼですが、これはすでに農地転用の許可がおりている土地になります。この土地をさらに横断して、申請地に道路として繋がっていきます。〇〇番に道路として繋がってきて、〇〇番の山林と書かれたところを、下の道路に向かってまっすぐ延ばして〇〇番の今回申請地になっている畑のところまで、新たに道路を作るというような計画になっています。先ほど見ていただいたＢ区画の縦〇〇をイメージとすると〇〇番の中に現れ、Ａ区画の右から順に〇〇番の申請地から出来上がってくるという図面です。

小野澤委員 そうすると現状の〇〇から〇〇番の宅地を分筆して、進入路ということだと思いますが、そういうことでよろしいですか。それとAとBの間に新しく道ができるわけですが、その中に下水道が入る計画のように見られますが、最終的にこの下水道はどこに行くわけですか。

事務局 おっしゃるとおり〇〇から接続された宅地を通った道については、今回の申請地を含めて〇〇という道路を道路として作って、最終的にどなたでも通って良い道路をこの分譲地の中に作って、その道路の中に市道の下水管からも接続して、今回の申請の〇〇の中に下水管を通して行くということですが、最終的にこの下水道管がどうなっていくかというところについては、26ページを見ていただければと思いますが、今回の申請地〇〇番の〇〇を通して、〇〇番のすでに出来上がっている〇〇の下水道管につなぎ込み、下流へ放流するというような計画であると聞いています。

議長（会長） 小野澤委員よろしいですか。

小野澤委員 そのとおりに出来るかどうかですよね。現場はよくない場所だと思います。一応、計画とすれば、わかりました。ただこの計画の平面図のとおり出来るかどうか心配ですから、その辺の状況を事務局の方で確認いただければと思っていますのでよろしくお願いします。

議長（会長） 事務局説明をお願いします。

事務局 小野澤委員がご心配されているとおり、この業者さんがこの図面のとおり出来るかというご心配については、正直最もだと我々も思っています。すでにこの市役所内の建設課とも協議していますし、〇〇の申請許可については、〇〇に対して行われるものになっていますので、そちらについてもきちんと水路と下水道が横断するものでありますので、きちんと指導していただきたいというお話はしていますので、関係各位と協力して注視していきたいと思っています。よろしくお願いします。

伊藤委員 この川は〇〇の川ではないですか。

事務局 ただいまの伊藤委員のご質問にお答えします。〇〇とは別になっていて、こちらの水路につきましてはあくまで用水路ですので、別物と考えていただいて結構だと思います。

保科委員 この水路は〇〇の〇〇から分離した水路で、〇〇センチメートル角の U 字溝で流れており別になり、農業用水として使っています。

議長（会長） 保科委員からも補足がありましたが、伊藤委員よろしいですか。

伊藤委員 はい。

議長（会長） 他にご質問ありませんか。

白石委員 この特定建築条件付土地というのはどういうものですか。

議長（会長） 特定建築条件付土地について説明をお願いします。

事務局 ただいまの白石委員のご質問にお答えします。特定建築条件付土地というのは、一般的に言われている分譲とは別になっていて、あくまで住宅を建設するためだけの用途に限定して転用の許可をするものになっている土地のことです。この土地については、基本的に建築確認申請がおりた段階で、ここは農地転用許可済という証明書を農業委員会が発行しまして、その証明書を持っていかないと地目の変更ができないという制限がかかった土地になります。万が一、この土地に特定建築条件付土地で許可をして住宅が建てられなかった場合については、この転用事業者が責任を持って住宅を建てなければならないという決められた土地ですので、一般的に行われている宅地の分譲であつたり、第3種農地内で行われている分譲地ではなくて、第1種、第2種農地で限定して行われる分譲地のことを、特定建築条件付土地と言っています。住宅を建てるのが前提でないと許可できない土地、許可した後も住宅が建ちますという申請書の写しを持って来ていただかないと、地目変更のための証明書を農業委員会からも出せないという、通常に分譲地よりはハードルの高い申請になっている土地というところです。

議長（会長） 今の説明でご理解いただきましたか。

白石委員 はい。

議長（会長） 他にご質問ありませんか。ないようでありますので、採決に入ります。番号 11 の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手) ありがとうございます。全員賛成と認め、決定いたします。続きまして番号１２の案件につきまして、上原敦夫委員より説明をお願いします。

上原敦夫委員 地図は２８ページ、２９ページ、３０ページをご覧ください。場所は〇〇線沿いの〇〇の〇〇と〇〇に挟まれた田畑〇〇筆です。譲渡人は〇〇、〇〇、いずれも〇〇の方です。譲受人は、地縁団体は〇〇です。この〇〇は、〇〇で一番危険度が高く、早急に耐震工事をしなければいけないという池で、その〇〇の耐震工事に伴いまして、団体営農村地域防災減災事業〇〇の事業用地として、整備したいという〇〇の申出に譲渡人が求めに応じたものです。土地は道もなく車もトラクターも入れないので、〇〇と〇〇に挟まれているために、周囲の農地に全く影響はないと思いますので、ご審議の方よろしくをお願いします。

議長（会長） ありがとうございます。それでは、番号１２の案件につきましてご意見ご質問のある方は、挙手の上発言をお願いします。ないようでありますので、採決に入ります。番号１２の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手) ありがとうございます。全員賛成と認め、決定いたします。番号１３の案件につきまして、同じく上原敦夫委員より説明をお願いします。

上原敦夫委員 地図は、３１ページ、３２ページをご覧ください。場所は、〇〇線沿いの〇〇の〇〇に位置する土地です。譲渡人は〇〇、〇〇の方です。譲受人は〇〇です。送電線の付け替え工事を行われるわけですが、その時に、工事に伴う付帯設備の設置ということでプレハブの休息所、仮設トイレを設置したいということです。期間は〇〇月〇〇日から〇〇月〇〇日まで〇〇ヶ月間ですが、工事が終わりましたら、速やかに原状回復をして、譲渡人に返還するということです。問題はないと思います。ご審議の方、よろしくをお願いします。

議長（会長） ありがとうございます。補足をさせていただきます。番号１３、番号１４、番号１５は、番号１３の上原敦夫委員から説明をいただいた内容と同じで、番号１５は、敷地が違う場所で担当委員が伊藤委員の担当地区になります。特に伊藤委員から補足説明がなければ、このまま番号１３、番号１４、番号１５の３件につきましては、それぞれご質問を受けたいと思いますのでよろしくお願いします。伊藤委員はよろしいです

か。

伊藤委員 はい。わかりました。

議長（会長） それではまとめてそれぞれご意見ご質問のある方は、挙手の上発言をお願いします。ないようでありますので、番号１３、番号１４、番号１５をそれぞれ採決に入ります。番号１３の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手） ありがとうございました。全員賛成と認め、決定いたします。続きまして番号１４につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手） ありがとうございました。全員賛成と認め、決定とします。続きまして番号１５番につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手） ありがとうございました。全員賛成と認め、決定いたします。ただいまより、休憩に入りたいと思いますのでよろしくお願いします。

休憩

議長（会長） 再開します。第４号議案、農地利用集積計画について事務局より説明をお願いします。なお説明が終了した後、この案件に関する委員さん本人が出席されていますので、柳澤委員につきましては、離席をお願いしたいと思いますのでよろしくお願いします。

事務局 第４号議案、農用地利用集積計画７月分について説明します。資料の８ページが、通常の利用権設定です。５件、１１筆、合計１５，０７４平方メートルです。資料の９ページが利用権移転です。２件、２筆、合計２，４１９平方メートルです。資料の１０ページが、中間管理事業を使った利用権移転です。７件、１６筆、合計１０，６５５平方メートルです。資料の１１ページが、中間管理機構を使った利用権設定です。１０件、１６筆、合計２０，１５４平方メートルです。全体の合計は２４件、４５筆、４８，３０２平方メートルです。

議長（会長） ありがとうございました。それでは、農地利用集積計画についてご意見ご質問のある方は、ご意見ご質問ある方は、挙手の上発言をお願いします。

保科委員 中間管理の借賃ですが、10アールあたり中途半端な数値が出ていますが、これはどのように決められますか。

議長（会長） 事務局説明をお願いします。

事務局 10アールあたりの借賃ですが、基本的には貸す方、予定経営者の方の双方で決めていただきますが、面積の合計と借賃が一致した数字になるようにし、10アールあたりの借賃として計算をし直すと、端数の出る数値になっているかと思われます。

議長（会長） ただいまの回答でよろしいですか。

保科委員 わかりました。

議長（会長） 他にご質問ありませんか。ないようでありますので、採決に入ります。7月分の農地利用集積計画につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手） ありがとうございます。全員賛成と認め、決定いたします。続きまして第3回農業経営改善計画認定審査会に入ります。事務局より説明をお願いします。

事務局 今回、2件の更新申請となります。〇〇です。認定農業者の更新申請となります。住所は、〇〇番地です。営農類型は単一経営、果樹類となっていて目標も同様です。現状、年間所得は〇〇円、目標は〇〇円、主たる従事者が〇〇人のため1人あたりはそれぞれ〇〇円と〇〇円になります。労働時間は、〇〇時間、目標は、〇〇時間で1人あたりは〇〇時間と〇〇時間になります。生産について、ワインぶどうを栽培しています。目標としては、作付面積を増やし生産量を増やしていく計画とのことです。

（2）農畜産物の加工・販売その他の関連・付帯事業は、農業関連の関係でカフェ、宿泊経営をしており、記載しています。なお、農業体験が組み込まれたツアーということで旅行業を今後始めていくとのことです。売り上げについては、記載のとおりです。

（3）農用地及び農業生産施設は、農用地が〇〇アール、目標は〇〇アールです。農業生産施設はワイナリーが〇〇棟あります。

③生産方式の合理化に関する現状と目標・措置は、現状、手作業で行っているワインのビン詰め作業を空気に触れずに瓶詰めできる醸造用

瓶詰め機の導入を進め、業務の効率化と品質向上を図っていきます。

④経営管理の合理化に関する現状と目標・措置は、これまでクラウド会計ソフト〇〇を導入しペーパーレス化に取り組んできました。今後は、ネットで各支店をつなぎ情報の一元化を進めていくとのことです。

⑤農業従事の態様の改善に関する現状と目標・措置は、従業員のフレキシブルな形での休暇取得やシェアワークにより負担を減らしていくとのことです。

⑥その他の農業経営の改善に関する現状と目標・措置は、農業を中心としたワイナリー事業に加え付随する事業であるカフェ、宿泊、旅行業を強化し、総合的な売り上げを増やしていくとのことです。経営の構成については、記載のとおりです。雇用者については、〇〇人から〇〇人へ増やしていく予定となっています。次のページに行きまして、生産方式の合理化に係る農業用機械等の取得計画は、記載のとおりとなっています。収支計画については記載のとおりとなります。以上です。

〇〇です。認定農業者の更新申請となります。住所は〇〇番地です。営農類型は単一経営で、花きとなっていて目標も同様です。年間所得について、現状〇〇円、目標は〇〇円となります。年間労働時間は、現状〇〇時間、目標は〇〇時間です。主たる従事者の人数は〇〇人ですので1人当たり現状〇〇時間、目標は〇〇時間です。生産について、シクラメン、シクラメン苗、ボロニア、クローバー類を栽培していて目標も同様です。目標に向け人手を確保することで生産量を増やしていく計画です。

(3) 農用地及び農業生産施設に関しては、現状〇〇アール確保しており目標も同様です。作付面積が農用地面積を超えていますが、シクラメンとボロニア、クローバー類の時期をずらして交互に栽培していくため面積は確保している状況です。続いて、農業生産施設ですが、ビニールハウス、ガラスハウス、鉄骨エフクリーンハウスを所有しており目標も同様です。

③生産方式の合理化に関する現状と目標・措置は、現状手作業で灌水を行っていますが、小鉢生産に対応できるプールベンチを導入し灌水を自動化することで生産効率をあげていきたいとのことです。

④経営管理の合理化に関する現状と目標・措置は、従来の〇〇、〇〇〇〇方面の市場への出荷に加え、消費者ニーズに合わせた生産を行い、〇〇〇〇などの新規販路の開拓を行います。

⑤農業従事の態様の改善に関する現状と目標・措置は、作業マニュアルを作成し、構成員及び雇用者の作業効率を向上させ作業時間の削減を図っていきます。

⑥その他の農業経営の改善に関する現状と目標・措置は、ハローワ

ーク・デイワーク等に募集をかけ人手を確保し、葉組作業、ピンチ作業に充てる時間を確保することで生産量の増加及び高品質な花きの生産を目指していきます。経営の構成、構成員、役員は下記のとおりとなります。雇用者は、実人数〇〇人から〇〇人に増やしていきます。次のページにいきまして生産方式の合理化に係る農業用機械等の取得計画は、プールベンチ及びガラスハウス加温機を取得する予定です。以上になります。

議長（会長） ありがとうございました。担当委員から補足説明をいただきたいと思います。番号１の案件につきまして北沢委員よりお願いします。

北沢委員 〇〇ですが、ワインを生産しています。地域一帯で今後も期待をし、これからのワイン産業の発展にご尽力をいただきたいと思います。

議長（会長） ありがとうございました。続きまして、上原敦夫委員よりお願いします。

上原敦夫委員 〇〇は〇〇の代からシクラメンを作っていて、〇〇のニュースに取り上げられ、今も大変すばらしいシクラメンを作っています。現在はシクラメンの他に、年間を通じて出荷出来るようにボロニア等の栽培をしています。これから、どんどん販売を広めていきたいということです。将来有望ですので、よろしくお願いします。

議長（会長） ありがとうございました。何かご意見ご質問ありますか。ないようですので、以上をもちまして第３回農業経営改善計画認定審査会を終了とさせていただきます。

本日の提案事項につきましては全案終了とさせていただきます。ありがとうございました。

事録署名人_____

(※直筆でお願いします)